

● 講演申し込み異議申し立てについて

日本地質学会行事委員会は、学術大会において学会の目的及び倫理規定に反する講演申し込みのあった要旨に対して、修正あるいは、受理を拒否することができます。法務委員会では、日本地質学会行事委員会規約に基づき、異議申立の手續及びその処理についての規則を定めています。

日本地質学会法務委員会

日本地質学会学術大会講演申込異議申立に関する処理機構規則

第1条（目的）

この規則は、日本地質学会行事委員会規約に基づき、学術大会講演申込への修正要求または受理拒否に対する異議申立の手續及びその処理について必要な事項を定めるものである。

第2条（異議申立処理機構の設置）

学術大会講演要旨に対して日本地質学会行事委員会（以下「行事委員会」という。）から修正要求を受け、あるいは、受理を拒否された者（以下「申立人」という。）が、当該修正要求ないし受理拒否に不服があるとして申し立てた異議について、審査処理を行うため、異議申立処理機構（以下「処理機構」という。）を日本地質学会に設置する。

第3条（職務の基本）

処理機構は、設置の趣旨に則り、学会の目的及び倫理規定に従い、迅速かつ公正中立な処理を行うものとする。

第4条（構成等）

- 1 処理機構は、法務委員会及び評議員会（これらのうち行事委員会構成員は除く。）全員から構成し、法務委員長を責任者とし、評議員会議長を副責任者とする。
- 2 処理機構は、異議申立があったときは、以下の基準にしたがって担当者を指名し、速やかに3名からなる担当委員会を設立して、当該異議申し立て案件を付議する。
 - (1) 法務委員会から1名
 - (2) 評議員会から2名
 - (3) (1)及び(2)は申立人の関係者もしくは審査に公正を欠くと疑わしめる者は除く。
- 3 担当委員会の長は、法務委員会の構成員がその職に就く。
- 4 第2項による担当委員の指名、担当委員会の設立、及び前項の担当委員会の長の指名は、責任者が評議員会議長の同意を得て実施する。ただし、評議員会議長の同意は、事後の同意によることを妨げない（以下、本規則において同様とする。）。
- 5 担当委員に欠員が生じたときは、直ちに、第2項の基準にしたがって責任者が評議員会議長の同意を得て指名するものが職務を代行する。
- 6 責任者は、4項及び5項の指名をしたときは、その旨を理事会に通知する。

第5条（担当委員会の任期）

異議申立処理にあたる担当委員会の任期は、責任者が指名した日より学術大会が終了する日までとする。

第6条（異議申立事由）

異議申立は、日本地質学会に対し、学術大会講演要旨を提出した個人または団体が、行事委員会の講演要旨に対する修正意見または受理拒否を受けた場合に、当該修正意見または受理拒否に対して不服が存するときに行うことができる。

第7条（異議申立手続）

- 1 異議申立をしようとする者は、次の事項を記載した申立書を処理機構に提出して申立手続を行わなければならない。
 - (1) 申立人の氏名または名称、住所及び電話番号（FAX 番号、電子メールアドレスを保有している場合はそれらも記載する。以下同様とする。）。申立人が団体である場合は、団体名、代表者の氏名、代表者の連絡先住所及び電話番号。代理人による申立の場合は、代理人の氏名、連絡先住所及び電話番号。
 - (2) 投稿した講演要旨（添付書類とすることで代えることができる。）
 - (3) 行事委員会によりなされた処分内容（行事委員会からの通知書を添付することで代えることができる。）
 - (4) 異議の理由（処分内容に対する申立人の見解）
 - (5) 申立の年月日
- 2 前項の申立書には、根拠となる書類その他参考となる資料を添付することができる。
- 3 第1項の申立は郵送（Fax、電子メールでも可）により行うことができる。ただし、第8条規定の申立期間内に処理機構に到達しなければならない。
- 4 異議申立は代理人による申立を妨げない。但し、代理人による申立を行う場合には、委任の趣旨を明記した委任状を申立書と共に提出しなければならない。代理人として選任され得る者は、日本地質学会会員、または処理機構の責任者が代理人となることを許可した第三者のいずれかとする。許可の申立は異議申立と同時にすることができる。
- 5 処理機構は、第1項の申立の様式を満たさない場合、あるいは前項の代理人の要件を欠く代理人による申立については、異議申立を受理しないことができる。

第8条（異議申立期間）

前条の異議申立は、学術大会講演要旨に対して行事委員会から修正要求、あるいは、受理拒否の通知が到達した日から5日以内（到達した日を含む）に申し立てなければならない。

第9条（審査）

- 1 担当委員会は、処理機構から付議を受けてから、速やかに審査を行う。
- 2 担当委員会は、合議により、行事委員会の修正意見または受理拒否が、学会の目的あるいは倫理規定に照らして、不当であるか否か、あるいは行事委員会がその裁量を著しく逸脱したものであるか否かを審査する。
- 3 担当委員会は、第7条により提出された異議申立にかかる資料に基づき審査を行い、かつそれで足りるものとし、独自に資料収集ないし証拠の収集を行わない。ただし、必要があると認められるときは、申立人、行事委員会または第三者に対して説明を求め、あるいは資料の提出を求めることができる。

第10条（裁定）

- 1 担当委員会は、指名を受けてから5日以内に、合議により、異議申立に対する裁定を行う。
- 2 裁定には、行事委員会の修正意見または受理拒否が正当であるか、または不当であるかを

示さなければならない。行事委員会の修正意見または受理拒否の一部分について正当または不当を裁定することを妨げない。ただし、担当委員会の合議が整わないときは、担当委員会の長が決するところによる。

3 担当委員会は、合議により、前項の裁定とともに、あるいは前項の裁定に代えて、申立人により提出された講演要旨に対する修正意見を裁定として述べることができる。ただし、担当委員会の合議が整わないときは、担当委員会の長が決するところによる。

4 担当委員会は、第 2 項または前項の裁定を記した裁定書を作成する。

5 裁定書には、責任者、及び担当委員全員が記名押印する。ただし、担当委員の押印については代印を妨げない。

6 責任者は、処理機構の名義で裁定を申立人（代理人による申立の場合には代理人）及び行事委員会に通知する。

第 11 条（担当委員会の責務）

担当委員会は、異議申立の処理にあたっては、第 3 条の趣旨に則って職務を遂行し、秘密を保ち、常に公正不偏の立場を保持するとともに、関係当事者の正当な権利を損なわないように留意するものとする。

第 12 条（裁定に対する不服申立）

申立人及び行事委員会は、処理機構に対し、第 10 条の裁定に対する再度の異議申立をすることができない。

第 13 条（結果等の報告）

処理機構は、異議申立に対する処理結果を、速やかに理事会に報告するものとする。

第 14 条（記録等の保存）

異議申立に関する記録（添付資料等を含む）は 5 年間、裁定書は 20 年間、保存する。但し、添付資料については、申立人に 5 年間の保存を命ずることで代えることができる。

第 15 条（守秘義務）

処理機構の構成員または構成員であった者は、異議申立処理業務に関して、その職務上知ることができた秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。

第 16 条（細則）

この規則に定めるものの他、この規則の実施及び手続きについて必要な事項は細則で定める。

附則（2005 年 6 月 13 日）

第 1 条（実施期日）

この規則の実施時期は、2005 年 6 月 14 日からとする。